

1. 試験免除について

頂いたご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>筆記試験について、科目ごとに合格を認めて、(次回に限らず)合格した科目を免除すべき。</p>	<p>現行では、外国語筆記試験、日本地理、日本歴史及び一般常識の筆記試験の全てに合格した方については、次回の試験における、外国語筆記試験、日本地理、日本歴史及び一般常識の筆記試験の受験を免除しているところですが、受験者の学習の容易化、学習意欲の向上等を図るため、それぞれの科目ごとに合格基準を設けて、合格基準に達した科目については、次回の試験での受験免除を認めることとします。</p> <p>なお、現行制度を踏まえ、一部の科目にのみ合格した方の当該科目に関する能力は、1年程度維持されると考えており、次回の試験でのみ受験免除を認めることとします。</p>
<p>これまでの試験で、外国語や日本語試験に合格した者に関して、次回以降の試験において、合格した科目を免除すべき。</p>	<p>現行制度を踏まえ、一部の科目にのみ合格した方の当該科目に関する能力は、1年程度維持されると考えており、それ以前の一部科目について合格基準に達した方について、今後の試験の当該科目の受験免除を認めることは困難です。</p>
<p>英検1級、通訳検定試験等に合格した者について外国語の筆記試験を免除すべき。</p>	<p>筆記試験の一部の科目の受験を免除する他の試験の合格者の範囲について、有識者を交えた調査検討委員会において検討した結果、実用英語技能検定(いわゆる「英検」)の1級に合格した者については、外国語(英語)の筆記試験の受験を免除することとされました。</p>
<p>合格者の水準を下げることになるので、安易な免除はすべきでない。</p>	<p>試験の免除に関しては、合格者のレベルが下がることがないように、有識者を交えた調査検討委員会において、適切な試験の内容と併せて検討したものです。</p>
<p>「旅行業務取扱管理者試験に合格した者」には「旅行業務取扱主任者試験に合格した者」が含まれるのか。</p>	<p>旅行業務取扱主任者試験に合格した方は、旅行業法の一部を改正する法律(平成16年法律第72号)附則第2条第1項により、旅行業務取扱管理者試験に合格した者とみなされているので、「旅行業務取扱主任者試験に合格した者」も含まれます。</p>
<p>地域限定通訳案内士試験は都道府県知事が独自に実施するものであり難易度が同等であるとは言えないため、地域限定通訳案内士試験に合格した者について、通訳案内士試験の免除をすべきでない。</p>	<p>地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験の問題については、通訳案内士試験の外国語筆記試験と同一の問題を使用することとする予定であり、そのことを前提にして、地域限定通訳案内士試験に合格した方について外国語の筆記試験の受験免除を認めることとしています。</p>
<p>都道府県の推薦を受けることで試験の一部が免除される制度となるという噂があるが、それでは通訳ガイドのレベルが保たれなくなるので、実施すべ</p>	<p>ご指摘のような制度を設けることは考えていません。</p>

きではない。

2. 試験内容について

頂いたご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>現行の試験に合格しても、直ちに通訳ガイドの業務を行うことはできないので、より現実の業務に即した問題にすべき。</p>	<p>ご指摘のように、より通訳ガイドの実務に即した内容を問う問題とするべく、有識者を交えた調査検討委員会での検討結果を踏まえつつ、試験内容の改善に向けた努力を行っていくこととしています。</p>
<p>人間的魅力や十分な知識・経験、強い意欲を持つ者が合格しやすいように、外国語筆記試験の合格基準を下げるべき。</p> <p>二次試験において、これまでの経験、ボランティアの実績、意欲などが評価されるようにすべき。</p>	<p>ご指摘のような人間的魅力や意欲などは、実際の業務を行うに当たり重要な要素と考えており、特に口述試験において、やる気・熱意、適性（旅行者に与える印象の良否、ホスピタリティ精神の有無等。）等について評価することができるよう、有識者を交えた調査検討委員会での検討結果を踏まえつつ、試験内容の改善に向けた努力を行っていくこととしています。なお、筆記試験の合格基準についても、同委員会での検討結果を踏まえ、見直すこととしています。</p>
<p>地域限定通訳案内士試験においては、地域の知識については深いものを求める一方、外国語の能力は通訳案内士よりも低くてもよいこととすべき。そのため、地域限定通訳案内士試験に合格した者を通訳案内士試験の免除要件とすべきでない。</p>	<p>地域限定通訳案内士試験の地理・歴史・一般常識の科目については、出題する範囲が地域に限られる一方、地域の特性を生かしたより深い知識を問うものとする 것을考えています。外国語の知識・能力に関しては、通訳ガイドを行う上で前提となるものであり、通訳案内士に求められる水準と変わることがないため、通訳案内士試験と同一の問題を使用する予定であり、そのことを前提にして、地域限定通訳案内士試験に合格した方について外国語の筆記試験の受験免除を認めることとします。</p>

※ 類似のご意見につきましては、趣旨を損なわない範囲で、適宜まとめさせて頂きました。